

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可(二件)……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………四
- たき火禁止区域の指定……………五

告示

● 東京都告示第千二百五号
 東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十年三月三十日

四 変更の年月日

令和五年十一月二十九日

● 東京都告示第千二百六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年二月九日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区八重洲一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区八重洲一丁目四番十六号

令和四年二月九日

五 変更の内容

事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十一月二十九日

● 東京都告示第千二百七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき豊海地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十一月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

豊海地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年六月三十日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区豊海町及び勝どき六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区豊海町二番二十四号

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十一月二十九日

● 東京都告示第千二百八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千五百七十一

号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

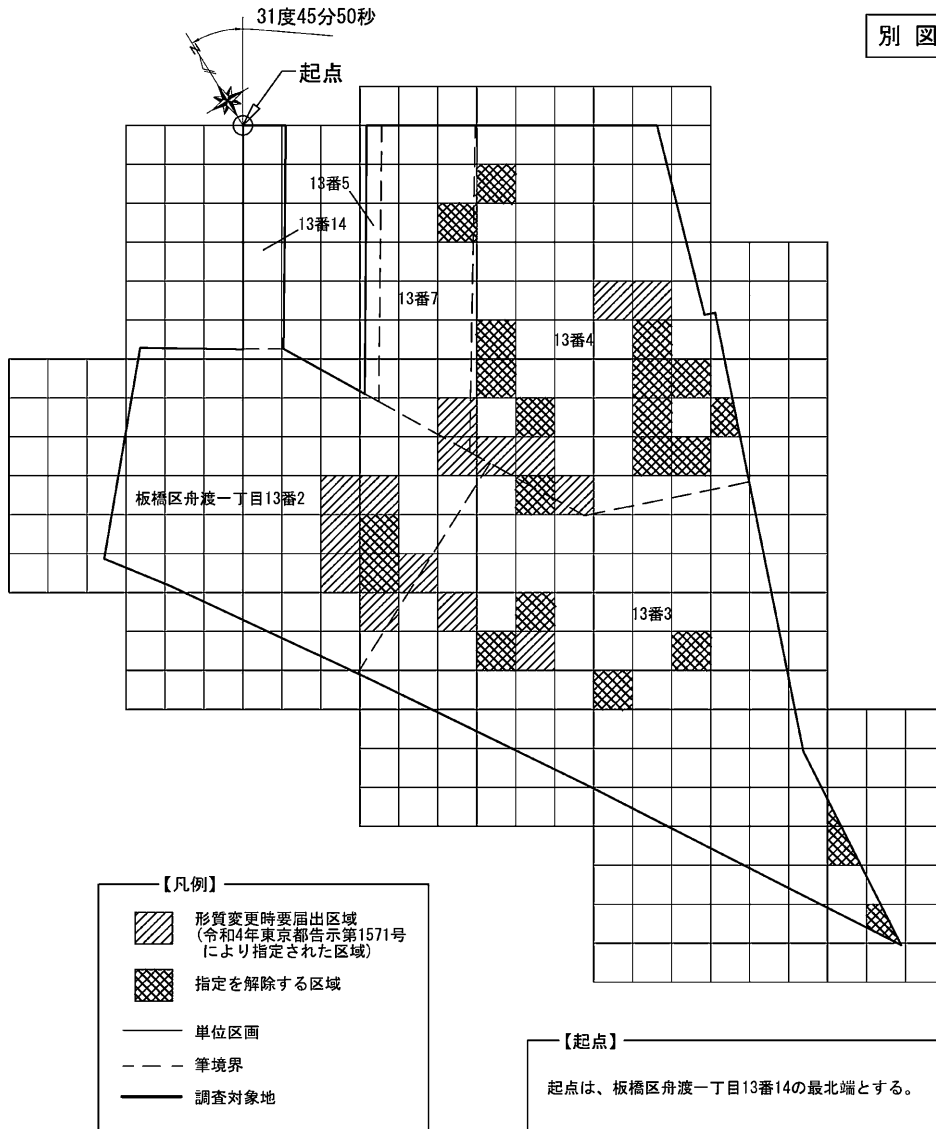
一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区舟渡一丁目内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡例】

- 形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第1571号により指定された区域)
- 指定を解除する区域
- 単位区画
- - - 筆境界
- 調査対象地

【起点】

起点は、板橋区舟渡一丁目13番14の最北端とする。

格子の回転角度 (31度45分50秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千五百五十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月二十九日

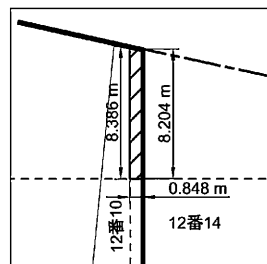
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区南六郷三丁目地内）

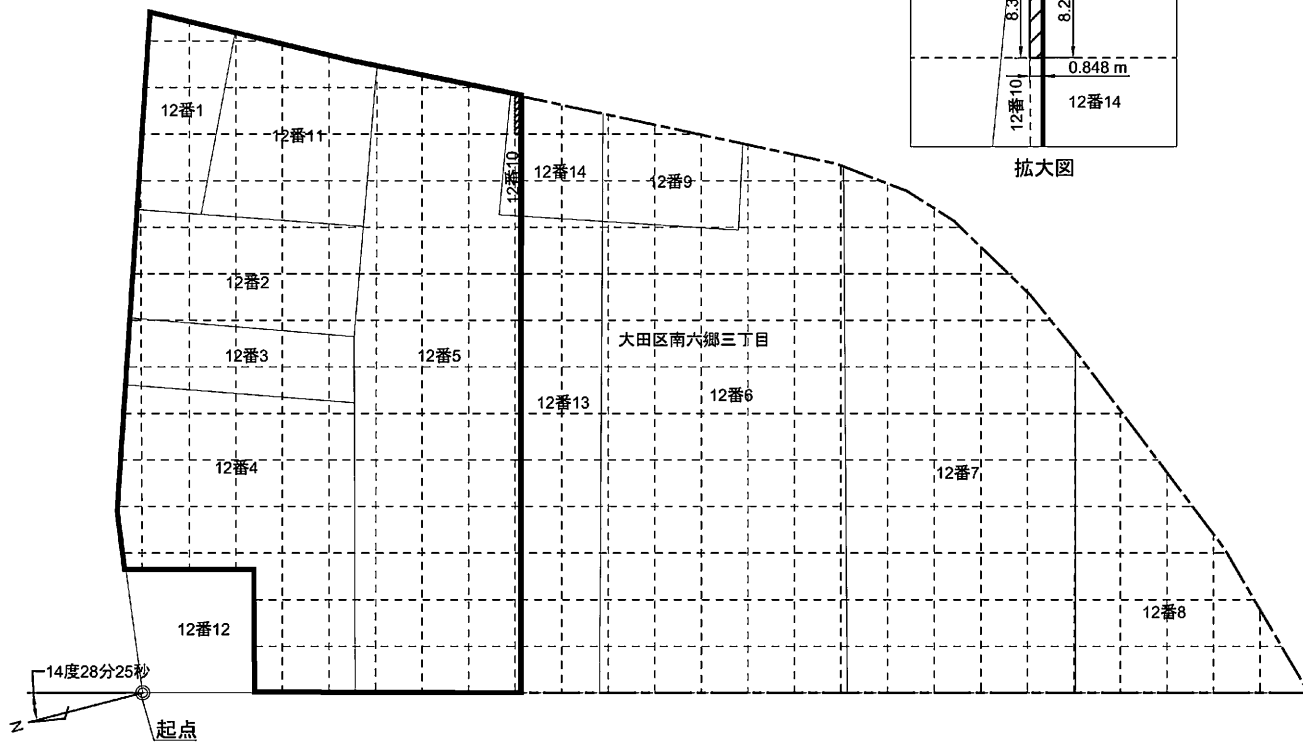
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



拡大図



【起点】

起点は、大田区南六郷三丁目12番12の最北端とする。

【格子の回転角度（14度28分25秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

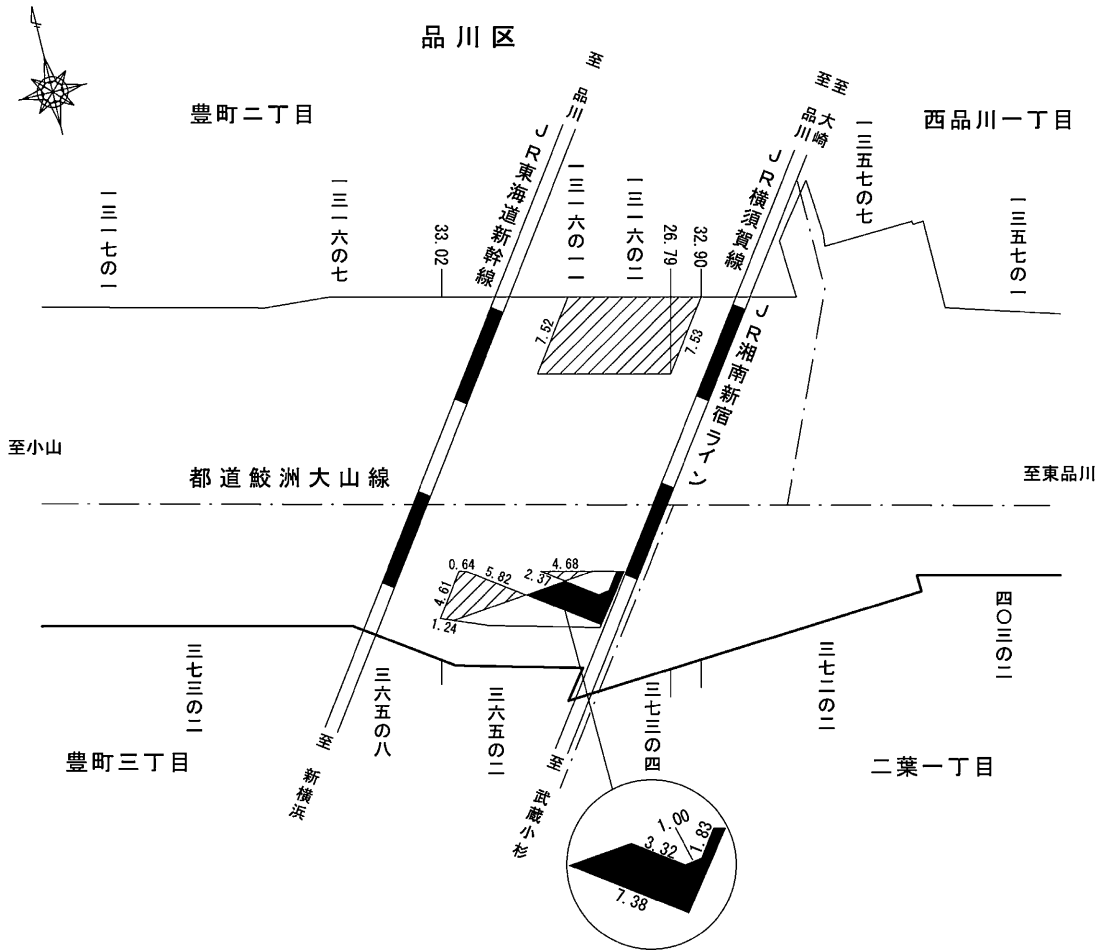
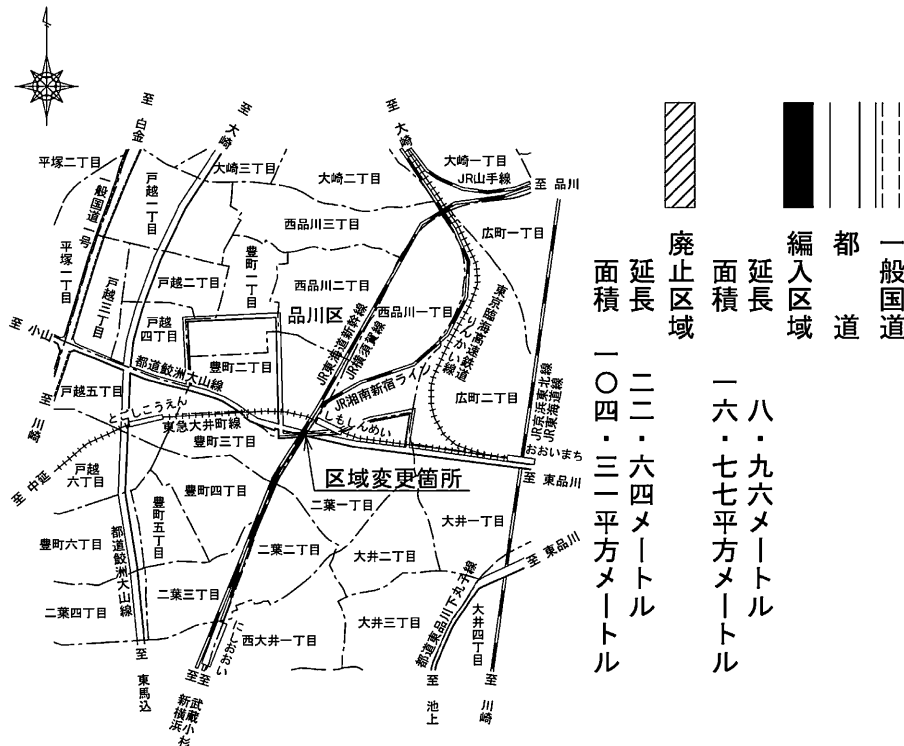
【凡例】

- : 敷地境界
- : 単位区画
- ▨ : 指定を解除する区域
- : 調査対象地
- : 筆境界

●東京都告示第千二百十号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和五年十一月二十九日から起算して

別図

都道鮫洲大山線区域変更略図 品川区豊町二丁目〜豊町三丁目



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年十一月二十九日
 東京都知事 小池 百合子
 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間 品川区豊町二丁目千三百三十六番二地内から同区豊町三丁目三百六十五番八地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

告 示 (消)

●東京消防庁告示第8号

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、
たき火禁止区域を次のように指定する。

令和5年11月29日

東京消防庁

消防総監 吉 田 義 実

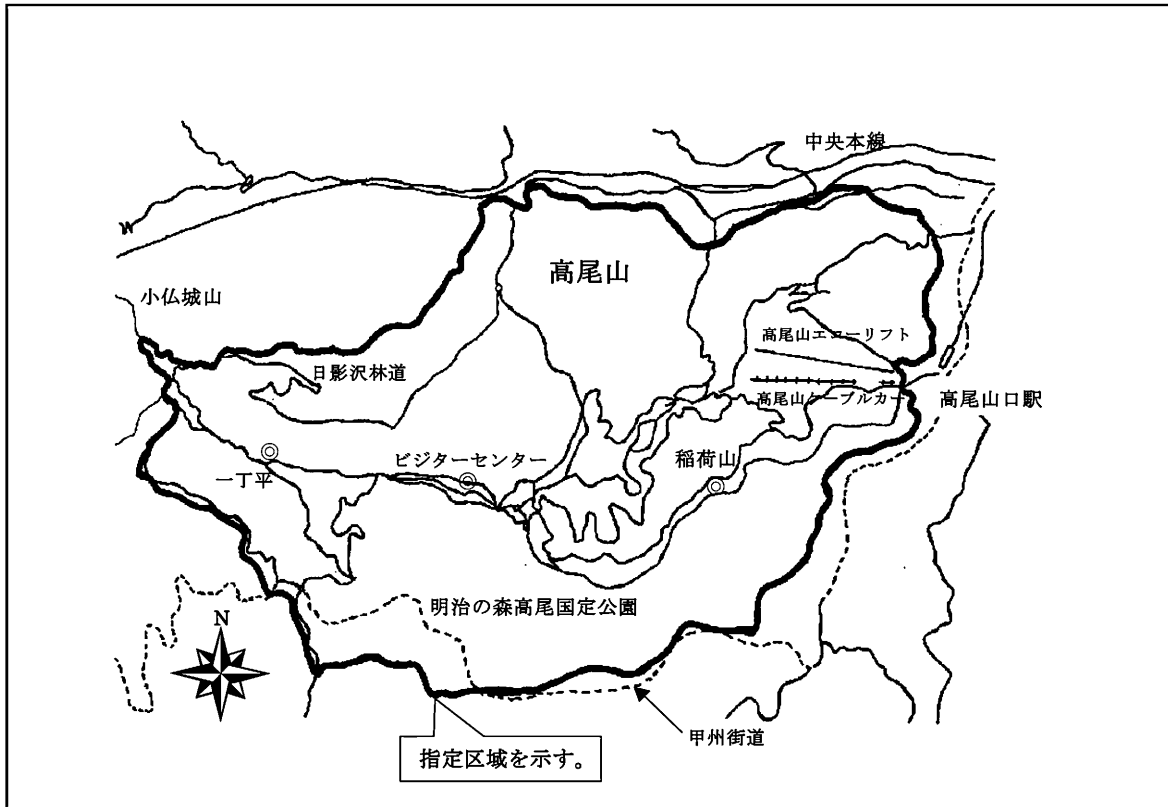
1 指定区域

八王子市高尾町、裏高尾町及び南浅川町（明治の森高尾
尾国定公園指定区域に限る。）の区域（別図の太線内の
部分）

2 指定日時

令和5年12月31日午前10時から令和6年1月3日午後
3時まで

別図



発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001